

(仮称) 大分市 e スポーツイベント企画・運営等業務委託仕様書

1 事業の趣旨

e スポーツは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、年齢や性別・国籍・障がい等の壁を超えて誰もが参加出来るコンテンツとして注目されている。市場規模やファンの人口は年々増加を続けており、地域経済や交流人口の拡大につながる大きな可能性を有している。本事業では、こうした e スポーツのポテンシャルを本市中心市街地のにぎわい創出に活用するため、中心市街地で e スポーツイベントを開催する。併せて、イベント会場の来場者等を対象に e スポーツに関するニーズ調査を実施し、本市における e スポーツを活用した地域振興の在り方等についても検証を行う。

2 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

3 イベントの概要（予定）

(1) 開催日

令和 7 年 10 月 11 日（土）・12 日（日）のうち、いずれか 1 日。

(2) 開催場所

トヨタカローラ大分 祝祭の広場 B 面（大分市府内町 1 丁目 1-1）

※ 企画内容により、他に会場が必要な場合は、ガレリア竹町ドーム広場（大分市中央町 1 丁目 5）についても利用できる。これらの会場については、利用料は無料とする。その他の会場を利用する場合は、委託料総額の中から受託者が捻出すること。

予約済の場所	予約済の日時	備考
トヨタカローラ大分 祝祭の広場の B 面	10 月 11 日（土）・ 12 日（日） 9：00～21：00	・A 面については、別の団体が利用予約している。 ・設営日・撤去日のため、10 月 10 日（金）・13 日（月）についても予約している
ガレリア竹町ドーム広場	10 月 11 日（土）・ 12 日（日） 0：00～24：00	・設営日・撤去日のため、10 月 10 日（金）・13 日（月）についても予約している

(3) イベント構成

- ・ メインステージによる e スポーツ等イベント
- ・ e スポーツ体験会
- ・ e スポーツを活用した、プログラミング講座
- ・ e スポーツ関連のプログラム
- ・ 中心市街地の商店街と連携した企画の実施

(4) 対象者

市内外の幅広い世代を対象とすること

4 業務の内容

(1) 「(仮称) 大分市 e スポーツイベント」の開催業務の企画・設営・運営

ア 使用タイトルの選定

- ・ 集客力のあるタイトルを選定し、受託者決定後に大分市とも調整の上使用タイトルを決定すること。
- イ メインステージによる e スポーツ等イベント
 - ・ e スポーツを活用することで、開催地の集客力を高め中心市街地の賑わいづくりに資するイベントとなるよう工夫すること。
 - ・ 年齢・性別・障がいの有無関係なく、参加できるイベントを実施すること。
 - ・ 対戦大会を実施すること。
 - ・ 「(仮称) 大分市 e スポーツイベント」を盛り上げるため、プロ選手等をゲストとして招聘すること。
- ウ e スポーツ体験会
 - ・ 年齢・性別・障がいの有無関係なく、参加できる体験会を実施すること。
- エ e スポーツを活用した、プログラミング講座
 - ・ e スポーツを活用した小学生を対象としたプログラミング講座（ぶよぶよプログラミング等）を実施すること。講座の内容の詳細は、事業者提案とする。
- オ e スポーツ関連のプログラム
 - ・ e スポーツ関連のプログラム（例えば、子どもが楽しめるアナログゲーム等）を実施すること。プログラムの内容は、事業者の提案とする。
- カ 誘客企画の実施
 - ・ 来場のフックとなる誘客企画（例えば、参加特典の制作）を提案すること。
- キ 中心市街地の商店街と連携した企画の実施
 - ・ 中心市街地の商店街等の回遊性を高める企画を提案し実施すること。
- ク その他
 - ・ 来場者からの参加費・入場料は徴収しないこと。
 - ・ 対戦大会を開催する際は、不正が行われないよう、必要な措置を講じること。
 - ・ 大分市と協議の上、最終的なイベント名称・内容を決定すること。
 - ・ 同時期に開催予定である大分市主催のアートフェスティバルと連携・協力すること。

(2) 広報活動

- ア 情報・素材提供等

大分市が報道機関等へ告知を行う際に、情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。
- イ 広報周知

SNS、ポスター等により、市内にとどまらず広く周知すること。具体的には、現在開催中の大阪・関西万博の来場者等に周知できるように工夫すること。広報の手法については、事業者の提案とする。
- ウ 会場レイアウト等

魅力ある「(仮称) 大分市 e スポーツイベント」とするために、会場のレイアウト、装飾、演出等を企画し、大分市と協議の上、決定すること。
- エ 事務局運営
 - (ア) 進行管理

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。
 - (イ) 清掃業務

会場における設営から原状回復までの各日、清潔かつ整理整頓された会場を保つため、清掃を行うこと。
 - (ウ) 業務スタッフの管理

「(仮称) 大分市 e スポーツイベント」の企画、円滑な進行、安全な運営に配慮した適

切な対応ができるよう、業務スタッフを適切に配置・管理すること。

(エ)各種申請等

「(仮称)大分市eスポーツイベント」開催に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託事業者の責任において適切に行うこと。

(オ)来場者数の集計、アンケートの実施

- ・ 来場者数の集計を行うとともに、イベントの効果を分析するためのアンケートを作成し、参加者や来場者に対する調査を実施すること。アンケートの作成にあたっては、経済効果、集客効果、今後ニーズが測定できる項目を盛り込み、大分市と内容を十分に調整すること。
- ・ アンケート結果をとりまとめ大分市へ報告するとともにその結果を踏まえ、本事業を今後効果的に進めるための助言を行うこと。

(3) その他事項

ア 協賛獲得業務

- ・ 企業や団体等からの協賛金及び協賛物品を募り、活用することも可能とする。
- ・ 協賛プランや依頼企業等の選定については、受託者からの提案とし、発注者と十分協議のうえ行うこと。
- ・ 獲得した協賛金については、合計金額10%を受託者の手数料収入とし、残額を本事業の拡充にあてるものとする。拡充する事業の内容については発注者と十分協議すること。
- ・ 協賛金等の経理については、本業務委託金とは別に行い、帳簿等を整備し、逐次発注者に提出すること。

イ トヨタカローラ大分 祝祭の広場並びにガレリア竹町ドーム広場の予約・代金の支払い

- ・ トヨタカローラ大分 祝祭の広場並びにガレリア竹町ドーム広場（備え付けの備品を含む）予約や支払いは、大分市が直接行うため、本業務受託経費に含めないものとする。
- ・ トヨタカローラ大分 祝祭の広場並びにガレリア竹町ドーム広場の利用に関しては、利用方法を大分市及び施設管理者と調整すること。
- ・ トヨタカローラ大分 祝祭の広場並びにガレリア竹町ドーム広場の光熱水費、電気及びネットワーク工事費については、本業務委託に含めるものとし、施設管理者と調整の上、支払い等を行うこと。

5 添付資料等

トヨタカローラ大分 祝祭の広場 詳細

<https://www.city.oita.oita.jp/ol70/syukusaikashidashil.html>

6 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて大分市と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行うことがある。

(2) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、大分市の指示に従うとともに、大分市と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 信頼性及び安全性の確保

受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後または解除後も同様とする。

(6) 再委託

業務について一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、大分市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(7) 実績報告書の提出

開催準備から当日までの実施結果及び記録写真、広報実績、アンケート結果等を取りまとめるとともに、評価・検証を行い、課題等を記載した報告書を作成すること。

(8) 成果品の利用

事業で得られた著作物等の成果品の所有権、著作権、利用権は、全て委託者に帰属する。委託者は、成果品を期間の制限なく、無償で、自ら使用するために必要な範囲内で公開し、放送するなど、随時利用できることとする。

(9) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、大分市と協議し、その指示に従うこととする。